

第4次地域福祉計画の 素案について



目次

01 | これまでの振り返り

02 | 4次計画の素案について

03 | 今後の予定

地域福祉計画策定の目的

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条に規定された「地域福祉の推進」に関する事項を定めるため策定する。

平成30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化されたほか、福祉関連計画の上位計画として位置付けられ、福祉関連分野全体の共通理念を示す。

地域福祉計画の沿革

開始年度		計画名称	【計画期間(年度)】
現行	平成20(2008)年4月～	越谷市地域福祉計画	【2008～2012】
	平成25(2013)年4月～	第2次越谷市地域福祉計画	【2012～2020】
	令和 3(2021)年4月～	第3次越谷市地域福祉計画	【2021～2025】
	次期 令和 8(2026)年4月～	第4次越谷市地域福祉計画	【2026～2030】

以下の考え方を基本に計画策定を進めます。

1 地域共生社会の実現に向けた方向性を示す計画

「地域における住民主体の課題解決力の強化」「包括的な相談支援体制の構築」など、地域共生社会の実現に向けた方向性を示す

2 市民と企業・団体、行政等の役割分担や連携の在り方を示す計画

地域福祉の推進に向けては、関係機関・団体、企業や大学等との協働による取組が重要となることから、関係者の役割分担や連携のあり方を示す

前回会議の振り返り | 施策体系

基本施策 ⇒ 事務局案のとおり決定

基本理念	将来像	現行（第3次）	次期（第4次）
すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを<u>ともに</u>実現する。 安	地域の新たな支え合い・いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷	【基本目標1】市民の主体的参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します （基本方針1-1）一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり 施策1-1-1 市民の地域福祉に対する関心と、地域の課題解決力を高めます 施策1-1-2 地域で活躍する人材を増やし、育てていきます （基本方針1-2）みんながつながりをもてる地域づくり 施策1-2-1 地域における交流や活動の場をつくります 施策1-2-2 地域活動団体への参加促進と活動を支援します （基本方針2-1）連携・協働による支援の輪づくり 施策2-1-1 身近な地域の中で団体・専門機関の連携を強化します 【基本目標2】適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します （基本方針3-1）多様な生活課題への支援に向けた体制づくり 施策3-1-1 複雑な地域課題へ横断的に対応します 施策3-1-2 適切な支援に結び付けるために、庁内の連携を強化します （基本方針2-2）社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり 施策2-2-1 身近な地域での相談支援体制を充実させます 施策2-2-2 支援が必要な人を把握する仕組みを推進します 施策2-2-3 権威擁護における仕組みを推進します 【基本目標3】一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります （基本方針2-3）福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり 施策2-3-1 情報提供を充実させます 施策2-3-2 サービスの質を向上させます （基本方針3-2）福祉のまちづくり 施策3-2-1 地域力を活かした防犯・防災対策に取り組みます 施策3-2-2 生活しやすい環境づくりに取り組みます 施策3-2-3 住まいや仕事の支援を充実させます	【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します （基本方針1-1）一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり 施策1-1-1 市民の地域福祉に対する関心と、地域の課題解決力の向上 施策1-1-2 地域で活躍する人財の確保と育成 （基本方針1-2）みんなが役割やつながりをもてる地域づくり 施策1-2-1 地域における交流や多様な活動の場の充実 施策1-2-2 地域活動団体に対する活動支援と情報発信の充実 （基本方針1-3）必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり 施策1-3-1 身近な地域における連携強化 【基本目標2】適切な支援につなぐ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します （基本方針2-1）多様な生活課題への支援に向けた体制づくり 施策2-1-1 複合的な課題に対する重層的な支援体制の充実 施策2-1-2 適切な支援につなぐための庁内外の連携強化 （基本方針2-2）社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり 施策2-2-1 身近な地域で相談できる場や機会の充実 施策2-2-2 支援が必要な人を把握するための連携強化 施策2-2-3 権威擁護と虐待防止のための仕組みの充実 【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります （基本方針3-1）福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり 施策3-1-1 必要な情報を届けるための情報発信の充実 施策3-1-2 福祉サービスの質の向上 （基本方針3-2）福祉のまちづくり 施策3-2-1 地域力を活かした防犯・防災対策の推進 施策3-2-2 生活しやすい環境づくりの推進 施策3-2-3 住まいや仕事に関する支援の強化・充実

4次計画の施策体系にあたっての主なポイント

3次計画における課題

【基本目標 1】

- ・ 地域活動に対する支援の充実を図り、対面のみに依存しない方法を検討

【基本目標 2】

- ・ 支援を必要とする方が適切な支援につながるため、支援に関する周知方法を強化

【基本目標 3】

- ・ すべての対象者が支援につながるための支援の充実や、対象者や市民への周知を強化

法改正等の社会変化

- ・ 重層的支援体制整備事業の開始
- ・ 孤独・孤立対策推進法の制定
- ・ ケアラー・ヤングケアラー支援の充実
- ・ 居住支援の充実

基礎調査を踏まえたキーワード

【基本目標 1】 代表的なキーワード「誰もが地域で活躍できる場や機会の充実」

- ・ 「多様な主体」「助け合える関係」「役割」「人財確保」「活動・活躍の場」「団体のPR」「居場所」

【基本目標 2】 代表的なキーワード「支援体制の強化」

- ・ 「連携・協働」「孤独・孤立」「つながり」「相談体制」「課題の解決」「伴走型支援」

【基本目標 3】 代表的なキーワード「情報発信の充実」

- ・ 「行政や社協への期待」「防災・防犯」「生活しやすいまち」「福祉サービスの質」「居住支援」

現行計画策定以降の法改正等

時期	主な動き	内 容	越谷市の動き
令和3年度	「改正社会福祉法」施行	地域共生社会の実現に向けた具体的な手法に位置づけられる「<u>重層的支援体制整備事業</u>」が創設（第106条の4）	R4年7月に重層的支援体制整備事業を開始
令和4年度	「こども基本法」成立	すべてのこどもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、<u>こども施策の基本理念などを明確にし、社会全体でこどもや若者に関する取組を推進</u>する。	こども計画を策定
	「改正児童福祉法」成立	子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として市町村に「<u>こども家庭センター</u>」の設置や<u>子育て家庭への支援の充実</u>が努力義務とされた。	R6年度にこども家庭センターを設置
令和5年度	「認知症基本法」成立	「<u>共生社会の実現を推進するための認知症基本法</u>」が成立（R6.1.1施行）され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことできるため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされた。	第9期高齢者保健福祉計画において、認知症施策の充実を図った
	「孤独・孤立対策推進法」成立	- 国及び地方における総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、推進体制等について定める「<u>孤独・孤立対策推進法</u>」が成立（R6.4.1施行） - 地方自治体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う「<u>孤独・孤立対策地域協議会</u>」を置くことが努力義務とされた。	R5年2月に埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画
令和6年度	「改正子ども・若者育成支援法」成立	「<u>ヤングケアラー</u>」の定義が初めて法律に明記された。	ケアラー・ヤングケアラー支援の検討
	「住宅セーフティネット法」改正	- 令和6年の通常国会において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正され、<u>住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を図る</u>こととされた。 - 併せて、「<u>生活困窮者自立支援法</u>」「<u>社会福祉法</u>」においても<u>居住支援の強化に関する改正</u>が検討されている。	今後、居住支援体制の強化について検討

4次計画素案の全体構成(予定)

第3次地域福祉計画

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景
2. 計画策定について
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

第2章 現状と課題

1. 越谷市の地域福祉を取り巻く状況
2. 現状から見えてきた課題

第3章 計画の考え方

1. 計画の目指す姿(基本理念・将来像)
2. 地域福祉の基本的な圏域(13地区)について
3. 基本目標
4. 地域共生社会の実現に向けた「越谷市版包括的支援体制」

第4章 施策の展開

- ◆基本目標1「市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します」
- ◆基本目標2「適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します」
 - ▶成年後見制度利用促進計画
- ◆基本目標3「一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくれます」
 - ▶生活困窮者自立支援方策
 - ▶再犯防止推進計画

第5章 計画を推進するために

- 1 評価指標の設定
- 2 進行管理と評価
- 3 計画の推進に向けて

資料編

第4次地域福祉計画

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 地域福祉を取り巻く国の動向
3. 計画の位置づけ
4. 計画の期間

第2章 現状と課題

1. 統計でみる越谷市の状況
2. 基礎調査結果から見えてきた課題

第3章 計画の方向性

1. 地域福祉の推進に向けた視点
2. 計画のめざす姿
3. 基本目標
4. 地域福祉の基本的な圏域
5. 計画の体系

第4章 施策の展開

- ◆基本目標1「**多様な主体による**参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します」
- ◆基本目標2「適切な支援**につなぎ課題を解決する**ための包括的な支援体制を強化します」
 - ▶成年後見制度利用促進計画
 - ▶生活困窮者自立支援方策
 - ▶再犯防止推進計画
 - ▶**重層的支援体制整備事業実施計画**
- ◆基本目標3「**誰もが**安全・安心に暮らせる**人にやさしい**地域をつくれます」

内
包
計
画

第5章 計画を推進するために

- 1 評価指標の設定
- 2 進行管理と評価
- 3 計画の推進に向けて

資料編

地域福祉計画に盛り込むべき事項

□ 計画に盛り込むべき事項

- 社会福祉法第107条において、第1項各号に掲げる以下5つの事項を一体的に定めるよう努めることとされている。（【例】は国ガイドラインの内容を一部抜粋）

1号	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 【例】・福祉以外の分野との連携 ・各福祉分野のうち特に重点的に取り組む分野に関する事項 ・既存の制度に明確に位置づけられていない、ひきこもりやサービス拒否など、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方 など
2号	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 【例】・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業などの利用者の権利擁護 など
3号	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 【例】・複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現（民間事業の支援、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進など） など
4号	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 【例】・活動に必要な情報取得や活動拠点に関する支援、住民自主活動と行政の連携など、地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援と連携 ・地域福祉の理解の向上や地域における人材養成など、住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 など
5号	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 【例】・包括的な支援体制の整備に関する事項（重層的支援体制整備事業に関する項目） など

計画に盛り込むべき事項と第4次計画との対応

【計画に盛り込むべき事項】

法107条第1項第1号

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

法107条第1項第2号

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

法107条第1項第3号

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

法107条第1項第4号

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

法107条第1項第5号

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

【第4次計画の基本目標】

基本目標1

地域住民の課題解決力の強化

多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決の推進します

基本目標2

包括的支援体制の整備

適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

基本目標3

福祉施策の共通事項

誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

評価指標(案)について

進捗状況の確認にあたっては、3次計画同様現在策定中の総合振興計画の指標を参考に、数値目標を定める予定。また、3次計画で定めていた重点事業（★マーク）を、4次計画からは、3つの基本目標ごとの目標指標(仮称)として設定したい。

第3次地域福祉計画

施策体系	指標名
基本目標1	
方針1-1	★地区版福祉SOSゲームの研修会実施件数
方針1-1	認知症サポーター養成数
方針1-2	老人福祉センターの利用者数
方針1-2	地域コミュニティ活動の新規・拡充事業数
基本目標2	
方針2-1	地域包括支援ネットワーク協力事業所数
方針2-1	★地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会の創出
方針2-2	地域包括支援センター設置数
方針2-2	民生委員・児童委員相談支援件数
方針2-2	成年後見制度にかかる中核機関の設置数
方針2-3	地域包括支援センターを知っている人の割合
方針2-3	福祉施設・事業所への集団指導の出席状況
基本目標3	
方針3-1	自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた人の割合
方針3-1	子どもの学習・生活支援事業参加率
方針3-1	★庁内連携会議の設置・運用
方針3-2	自主防災組織のカバー率
方針3-2	公共交通の満足度
方針3-2	セーフティネット住宅登録戸数

第4次地域福祉計画

施策体系	指標名	
基本目標1	★地域活動に参加している市民の割合	
方針1-1	(仮称)地域課題の解決力を高める講座の開催数	新規
方針1-1	認知症サポーター養成数	3次
方針1-2	地域福祉活動に携わる団体数	新規
方針1-2	老人福祉センターの利用者数	3次
方針1-2	(仮称)「こどもの居場所」の数	新規
方針1-3	地域包括支援ネットワーク協力事業所数	3次
基本目標2	★困りごとを相談できる相手がいる市民の割合	
方針2-1	自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた人の割合	3次
方針2-1	子どもの学習・生活支援事業参加率	3次
方針2-1	重層的支援会議の開催数	新規
方針2-2	地域包括支援センターへの新規相談件数	新規
方針2-2	民生委員・児童委員一人当たりの年間活動日数	3次
方針2-3	障がいに対する理解が進んでいると思う市民の割合	新規
基本目標3	★定住したいと思う市民の割合	
方針3-1	手話通訳者・要約筆記者の養成人数	新規
方針3-2	地域防災リーダーの養成講座	新規
方針3-2	自主防犯活動団体数	新規
方針3-2	(仮称)越谷市MaaS登録者数	新規
方針3-2	セーフティネット住宅登録戸数	3次
方針3-2	就職相談件数	新規

第4章 施策の展開について

【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

キーワード

「誰もが地域で活躍できる場や機会の充実」

「多様な主体」「助け合える関係」「役割」「人財確保」「活動・活躍の場」「団体のPR」「居場所」

新規の取り組み

越谷きらきらポイントの実施 | 「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」を通じた地域交流の促進 | プレーパーク事業の推進 | クラウドファンディングによるNP0等支援事業 | 移動販売の推進

【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

キーワード

「支援体制の強化」

「連携・協働」「孤独・孤立」「つながり」「相談体制」「課題の解決」「伴走型支援」

新規の取り組み

困難を抱える女性への支援の充実 | DV被害者支援と児童虐待との連携強化 | 庁内連携会議の開催 | 重層的支援体制整備事業の実施 | ケアラー支援体制の構築 | 子どもつながりSNS相談@越谷 | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施 | ケアラー支援推進員の配置 | こどもの意見表明の推進

【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくれます

キーワード

「情報発信の充実」

「行政や社協への期待」「防災・防犯」「生活しやすいまち」「福祉サービスの質」「居住支援」

新規の取り組み

介護相談窓口や介護サービス相談員の充実 | 新たなモビリティサービスの活用による誰もが利用しやすい持続可能な交通ネットワークの形成 | 地域居住支援事業 | 「住まいの相談窓口」による相談支援の実施 | 住宅改修の推進 | 内職相談・労働相談 | 就職支援セミナー | 就労準備支援事業

- R7
- ・「計画素案」の作成
 - ・パブコメ・答申を踏まえ計画完成

		R7年度												R8年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～5月
市民参加の取組	市民・団体アンケート調査													
	団体・学生ヒアリング													
	パブリックコメント													
審議会	社会福祉審議会・全体会		●1										●2	
	地域福祉専門分科会											●6		
庁内体制	政策会議							●1						
	検討委員会				●4		●5				●6			
	作業部会			●4		●5					●6			
事務局														

←→

計画素案の作成

←→

パブコメ準備・対応

←→

計画最終案作成

←→

印刷契約納品

計画修正案作成①

計画修正案作成②

計画素案の作成